



第VI章 計画の実現に向けて



本市の将来像である「国際文化観光都市」の実現に向けては、今後も増加する人口への対応や多様化するニーズへの対応ができるよう、都市機能を集積した利便性の高い拠点形成を図り、加えて住宅整備による無秩序な市街化の抑制と適正な土地利用の誘導をすすめ、快適な都市環境を形成する必要がある。

本計画に定めた整備方針の着実な推進のためには、柔軟な推進体制のもとで多様な観点から意見を出し合うことが欠かせないため、以下のキーワードを踏まえハード面・ソフト面を組み合わせた効果的な取り組みを検討していくこととする。

- ① 「様々な手法の活用によるまちづくりと推進体制の確立」
- ② 「市民等と行政の協働によるまちづくりの推進」
- ③ 「都市計画マスタープランの柔軟な見直し」

1. 様々な手法の活用によるまちづくりと推進体制の確立

地域の特性を生かしたまちづくりを推進するために、用途地域の見直しによる適正な土地利用の誘導や地区計画の策定など、都市計画の決定・変更を実施する。

また、PFI などの手法を活用して、民間の資金やノウハウを生かした効果的な事業となるよう、各種団体及び事業者等との連携を図る。

これらの事業の円滑な推進のためには庁内関係各課の事業調整などの協力が必要であることから、各課に関連する事業の調整機関として庁内における都市計画マスタープランの推進体制の確立を検討する。

2. 市民等と行政の協働によるまちづくりの推進

沖縄市総合計画において「市民主権による自治のまちづくり」(第4次総合計画より引用)の推進を掲げており、市民等と行政との協働によるまちづくりが不可欠である。

都市計画マスタープランの改定段階においては、地区懇談会等により市民の意見を集約し行政と共有する機会が生まれた。計画実施段階においても、市の広報誌やホームページ・SNS 等を活用してまちづくりの情報を市民や各種市民団体、事業者等へわかりやすく発信することにより、市民がまちづくりの主体であるとの認識を定着させるとともに、積極的なまちづくり活動を推進している市民団体への支援を強化するなど、まちづくりへの市民参加の機会を継続的に創出する必要がある。

3. 都市計画マスタープランの柔軟な見直し

本マスタープランにおいては、将来像の実現に向けて、おおむね 20 年後という長期的な視点のもとに、各部門別方針やゾーン別構想を示している。

しかし、本市のまちづくりの基本的な方針としてできるだけ最新の状態を維持する必要があることから、概ね 10 年後を目安に定期見直しをおこない、事業の実施状況や都市計画基礎調査等のデータに基づき更新する。ただし、市として基本的な施策の変化や、社会情勢の状況等により、現状と計画内容に大きな相違が生じた場合には、速やかに都市計画マスタープランの見直しをおこなう。